

裁判年月日 平成18年 5月26日 **裁判所名** 京都地裁 **裁判区分** 判決
事件番号 平16(ワ)3149号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 棄却 **上訴等** 控訴 **文献番号** 2006WLJPCA05266006

裁判経過

控訴審 平成19年 3月 6日 大阪高裁 判決 平18(ネ)1843号 損害賠償請求控訴事件

出典

ウエストロー・ジャパン

裁判年月日 平成18年 5月26日 **裁判所名** 京都地裁 **裁判区分** 判決
事件番号 平16(ワ)3149号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 棄却 **上訴等** 控訴 **文献番号** 2006WLJPCA05266006

京都市〈以下省略〉

原告 X 1

岐阜県多治見市〈以下省略〉

原告 X 2

大阪府池田市〈以下省略〉

原告 X 3

上記3名訴訟代理人弁護士 尾藤廣喜

京都市〈以下省略〉

被告 株式会社Y

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 長野浩三

同 住田浩史

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告それぞれに対し、各1455万6417円及びこれに対する平成13年12月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

一 事案の要旨

本件は、亡B（以下「B」という。）の相続人である原告らが被告に対して、Bは、平成12年8月7日、被告との間で、被告の経営する「a」（以下「本件施設」という。）を利用することなどを内容とする痴ほう対応型共同生活介護利用契約（以下「本件契約」という

。)を締結し、本件施設に入所していたところ、平成13年12月12日、本件施設において転倒し、その結果、Bは平成16年1月12日に死亡したが、これは被告の安全配慮義務違反に基づくものであるとして、債務不履行に基づき、原告らそれぞれに対して、各145万6417円（Bの損害の3分の1である1325万6417円及び弁護士費用130万円）及びこれに対する上記事故日である平成13年12月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

二 当事者間に争いのない事実

1 (1) 原告らはBの子であり、原告らの相続分は、各3分の1ずつである。

Bは、大正10年〇月〇日生まれの女性であり、平成16年1月12日死亡した。

(2) 被告は、介護保険の適用事業所として、痴ほうの高齢者及び初期痴ほうにより痴ほう状態にある者、痴ほうであっても別の病気により入院治療を必要としない者を対象とする本件施設（痴ほう対応型共同生活施設、いわゆるグループホーム）を経営している株式会社である。

2 (1) Bは、平成12年8月7日、被告との間で、本件施設に入所することなどを内容とする痴ほう対応型共同生活介護利用契約（本件契約）を締結した。本件契約（甲5）には、次の定めがある（以下において、「利用者」とはBを、「事業者」とは被告を指す。）

。

[第1条]

事業者は、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、指定を受けた当該事業所において、家庭的な環境のもとで、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

[第2条1項]

利用者の契約日時点における要介護状態区分は要介護2です。

[第6条2項]

利用者は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。なお、食事その他の家事等については、利用者は事業者と共同しておこなうようにします

。

- ・ 入浴、排泄、食事、着替え等の介護、その他の生活上の世話
- ・ 機能回復訓練
- ・ 相談、援助

[第21条1項]

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

[第25条]

事業者は、利用者に対し介護サービス業務をおこなうにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

(2) Bは、平成12年9月1日、本件施設に入所した。

(3) 被告は、平成13年6月11日、京都市下京区長に対し、Bの要介護認定・要支援認定を申請し、同年7月12日、要介護状態区分3とする認定（認定の有効期間は同月1日から同年12月31日まで、甲13）を受けた。

3(1) Bは、平成13年12月12日午後2時40分ころ、入浴のため、被告の職員であるC（以下「C」という。）に本件施設2階浴室（以下「本件浴室」という。）横のリビングルーム（以下「本件リビング」という。）に誘導されたが、CがBを1人で待機させている間に転倒し、右大腿骨頸部を骨折するなどの傷害を負った（以下「本件事故」という。）。

(2) 被告は、翌13日、原告X1に本件事故があったことを連絡し、Bを堀川病院整形外科に入院させた。

(3) 被告の職員は、平成13年12月19日作成の個人援助計画（甲7）に、「御本人がふらつきが多くなっていたのを分っていたにもかかわらず、御本人を1人にし職員が離れてしまった事、離れる時の声掛けの不足を反省しています。又、転倒時、すぐに家族の方に連絡しなかった事を深く反省しています。申し訳ありませんでした。」と記載した。

(4) Bは、平成14年6月19日、室町病院に転院したが、同年7月19日、堀川病院（内科）に再入院し、平成15年1月10日、堀川病院（内科）を退院したが、その後、堀川病院や他の病院に入退院を繰り返すようになり、平成16年1月12日午前9時37分、原告X1（以下「原告X1」という。）宅において、多発性脳梗塞を直接死因として死亡した。

三 争点

- 1 被告の安全配慮義務違反
- 2 本件事故とBの死亡との相当因果関係
- 3 損害額
- 4 過失相殺

四 争点に関する当事者の主張

- 1 争点1（被告の安全配慮義務違反）について

(1) 原告らの主張

ア 本件事故の状況について

後記(2)アのうち、CがBに声をかけた事実は否認する。

イ 被告の注意義務の内容

(ア) 原告らは、Bの要介護度が3となったことから、Bを他の施設（健光園）に移すことも検討した。しかし、被告の施設長や職員が、責任をもって見ますから是非とも本件施設に留まってほしいと積極的に申し出たため、Bは本件施設に留まった。

(イ) 原告らは、被告に対し、職員の人手が足りなければ対策をと申し出たが状態は変わらず、本件施設に通い続けた。しかし、被告の施設長や職員は、平成13年12月11日、「責任をもって介護しますから、家族の方は来ないでください。」と言って原告ら家族の介護を拒否したため、原告らは訪問を差し控えるようになった。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に加えて、本件事故当時のBの状況、CがBを入浴のため誘導したこと等からすると、被告は、少なくともBが入浴を完了するに至るまでの間、終始、Bを見守る注意義務があった。

なお仮に、被告の主張するとおり、CがBにトイレに行く必要があるかどうかを尋ねたのであれば、Bに対して、わざわざトイレを強調し、意識を刺激した点においても、Bをそのまま1人にしてしまったことは注意義務に違反する。

(2) 被告の主張

ア 本件事故の状況について

Cは、Bを入浴させるために、本件施設1階にいたBを本件リビングまで誘導して、椅子に座らせた。CはBに、トイレに行く必要はあるかどうか聞き、Bは行かないと答えた。そこで、Cは、湯温を見るため本件浴室に向かったが、それに先立ち、Bに対して、このまま本件リビングで待っているように声をかけたところ、Bはこれを了承した。

Cが浴槽の湯温を確かめようと湯に手をいれている間、Bはひとりで歩き出し(おそらくトイレに向かったものと思われる)、トイレ出入口付近で転倒した。

イ 被告の注意義務の内容

(ア)及び(イ)は否認し、(ウ)は争う。

本件契約が「居宅サービス」を対象とすること、当時のBの状況、Bが転倒したのは入浴中ではないこと等に照らして、被告には、終始Bを見守る注意義務はなかった。

2 争点2 (本件事故とBの死亡との相当因果関係)

(1) 原告らの主張

Bは、本件事故による骨折のため歩行能力が低下し、寝たきりとなって廃用症候群が発生し、認知症も悪化したため、死亡するに至った。

(2) 被告の主張

否認する。

3 争点3 (損害額)

(1) 原告らの主張

ア Bは、被告の債務不履行により、以下のとおり合計3976万9252円の損害を被った。

- ① 治療費 182万1516円
- ② 入院雑費 199万2923円
- ③ 付添看護費 5万3720円
- ④ 交通費 37万7080円
- ⑤ 入院中の家族介護料 158万4000円
- ⑥ 在宅介護料 190万5204円
- ⑦ 住宅改造費用 15万4997円
- ⑧ 傷害慰謝料 400万0000円
- ⑨ 死亡慰謝料 1750万0000円
- ⑩ 逸失利益 1037万9812円

⑪ 以上 3976万9252円

イ 弁護士費用

原告らそれぞれにつき130万円

(2) 被告の主張

否認ないし争う。

4 争点4 (過失相殺)

(1) 被告の主張

Bは平たんな場所であれば介助なしに歩行が可能であり、また被告職員の簡単な指示であれば理解し、判断することができたのであるから、本件事故は、第一義的にはBの不注意によって生じたものといわざるを得ず、大幅な過失相殺がなされるべきである。

(2) 原告らの主張

否認ないし争う。

Bに認知症の症状があったこと、被告は痴ほう性対応型共同生活介護事業を営むものであることからして、被告がBの過失相殺を主張することは許されない。

第三 当裁判所の判断

一 争点1 (被告の安全配慮義務違反) について

1 上記第二の二で認定した事実に加えて、後掲証拠等によれば、次の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1) グループホームについて

ア グループホームとは、介護保険法の規定する「居宅サービス」の1つであり、痴ほう性高齢者が小規模な生活の場で少人数を単位とした共同住居の形態で、食事の支度や掃除、洗濯などをスタッフが利用者とともに共同で行い、一日中家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、痴ほう症状の進行を穏やかにし、家庭介護の負担軽減に資するものであり、要介護度1から3までの者を対象者としていることが多い(乙3, D証言〔8ないし10, 24頁〕, 介護保険法〔平成17年法律77号による改正前〕7条5項, 15項参照)。

イ グループホームの1単位(ユニット)は9人までとされているところ、法令上求められている職員の員数は、日中は、入所者3名に対して職員1名以上、夜間及び深夜は1単位ごとに職員1名以上とされている(乙3, D証言〔24, 25頁〕, 介護保険法74条1項, 指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準157条1項)。

ウ 本件施設は、2単位で構成され、入所者を14名までとするグループホームであるが、日中は職員5名が配置されていた(乙5, 7, C証言〔6, 19, 20頁〕)。

(2) 本件事故までのBの状況

ア Bは、本件入所直前である平成12年8月ころ、家族に連れられて天橋立に旅行に行った(甲41の3, 原告X1本人〔3頁〕)。

イ 医療法人西陣健康会堀川病院(以下「堀川病院」という。)のE医師(以下「E医師」という。)は、平成12年11月22日にBを診察し、京都市介護保険専用主治医意見書を作成した。同書面には、Bの状況について次の記載がある(乙23〔48, 49頁〕)。

「1 傷病に関する意見

- (1) 診断名 老人性痴呆症，廃用症候群（両下肢筋力低下）（後略）
- (2) 症状としての安定性 不安定
- (3) 介護の必要の程度に関する予後の見通し 悪化
- (4) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容
'98年～'99年にかけて痴呆症状の顕在化，進行が認められている。（後略）

3 心身の状態に関する意見

- (1) 日常生活の自立度等について

障害老人の日常生活自立度 A1

痴呆性老人の日常生活自立度 III a

- (2) 理解および記憶

短期記憶 問題あり

- (3) 問題行動の有無 有 徘徊，その他（収集癖，情緒障害）
- (5) 身体の状態 筋力の低下（両下肢 軽度）

4 介護に関する意見

- (1) 現在，発生の可能性が高い病態とその対処方針

尿失禁，転倒・骨折

対処方針 環境の安全確保，排尿習慣訓練

- (2) 医学的管理の必要性

その他（痴呆対応型共同生活介護）（特に必要性が高いことを示す下線あり）

- (3) 介護サービス（入浴サービス，訪問介護等）における医学的観点からの留意事項
移動について あり（運動の調節が拙劣である。）

5 その他特記すべき事項

直前のでき事も記憶できない重症痴呆症。（中略）転倒事故などにも注意を要し，覚醒している時間においては監視が不可欠である。」

ウ Bは，平成13年2月ころ，家族ともに東京に旅行に行った（甲41の4，原告X1本人〔3頁〕）。

エ E医師は，平成13年6月8日，Bを診察して，京都市介護保険専用主治医意見書を作成した。その内容は，概ね上記イと同様であるが，Bの状態が安定したこと等から，以下のとおり上記イと異なる部分がある（甲6，乙23〔46，47頁〕）。

「1 傷病に関する意見

- (2) 症状としての安定性 安定
- (3) 介護の必要の程度に関する予後の見通し 不変
- (4) 傷病の経過及び治療内容

徘徊，情緒障害を伴う痴呆症と歩行障害を中心とするADL障害及び嚥下障害を有しているが，グループホームにおけるケアが奏功し，概ね安定している。

3 心身の状態に関する意見

- (3) 問題行動の有無 有 徘徊，その他（情緒障害，強迫行動）

4 介護に関する意見

(1) 現在，発生の可能性が高い病態とその対処方針

対処方針 ADL維持，見守り。

(3) 介護サービス（入浴サービス，訪問介護等）における医学的観点からの留意事項
移動について あり（転倒注意）

5 その他特記すべき事項

直前記憶も期待できない痴呆症。徘徊有り。（中略）また頻尿なのか，排尿行為への強迫反復なのか，失禁への怖れによるものなのか，極めて頻繁に居室とトイレを往き来する，などの行動も見られる。しかし，グループホームでのケアによく馴染み，コンディション全般としては安定している。今後も共同生活による確実な見守りが肝要と思われる。」

オ 京都市在宅介護支援センター堀川病院のセンター所長兼ケアマネージャーであったD（以下「D」という。）は，平成13年6月11日，同ケアマネージャーであるFとともに，Bの状態を調査し，京都市介護保険専用調査票を作成した。同書面には，Bの状況について次の記載がある（乙23〔105ないし108頁〕，D証言〔1ないし6頁〕）。

「1 麻痺・拘縮について

両下肢あり

両下肢の筋力低下により，歩行に不安定感があり，フラツキ等による転倒の危険があるため，介護スタッフ等による見守りが必要。でこぼこ道，交通量の多い道では，事故防止のため，介護スタッフ等による手つなぎが必要。

2 移動などについて

両足がついた状態での座位保持 できる

両足がつかない状態での座位保持 できる

両足での立位保持 支えなしでできる

歩行 つかまらないでできる

3 複雑な動作などについて

立ち上がり つかまらないでできる

一般家庭用浴槽の出入り

一部介助

両下肢の筋力低下のため転倒の危険があり，介護スタッフによる浴室内での見守りが必要

。

9 日常生活自立度

障害老人の日常生活自立度 A1

痴ほう性老人の日常生活自立度 III a」

カ E医師は，月に2度の頻度で本件施設を訪問し，Bその他の入所者を診察していたが，平成13年7月18日にはBの食事が減少していること，同年10月12日にはBのADL（日常生活動作）及び活動性の変動が大きく介助量が増加していること，をそれぞれ確認した。しかし，E医師は，その他の訪問の際には，Bに特段の異常を認めなかった（乙31〔28，29，32ないし34頁〕，E証言〔1，5，6頁〕）。

キ Bは、本件施設において、部屋や廊下など平坦な場所では、職員に手を引かれずに自ら歩行していたし、本件施設における嵐山への遠足に参加したこともある（乙40，C証言〔2，3，5，28頁〕）。

ク 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準において、「A」とは、「屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない」というものであり、そのうち「A1」とは、「介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活している」というものである。

また、痴ほう性老人の日常生活自立度判定基準において、「Ⅲ」とは、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする。」というものであり、そのうち「Ⅲa」とは、「日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。」というものであるが、いずれも、一時も目を離せない状態ではないとされている（乙1，2）。

(3) 本件施設のBに関する個人援助計画

ア 被告は、Bについて、毎月、個人援助計画を策定していたが、本件事故前である平成13年11月22日付け個人援助計画の「サービスの内容」には、次の記載がある（乙9の2）。

「・ 排泄

日中は、ほぼ自立するも、トイレの場所が分らない事も度々あり、トイレ誘導、促し等行う時もある。常時紙パンツ使用（所見参照）夜間も紙パンツ使用にてトイレ誘導を行う。

・ 入浴

月、水、金（に変更される）と週3回入浴されている。入浴中は、ほぼ全介助にて入浴。」

イ 被告のBに関する平成13年12月19日付け個人援助計画（日付は本件事故後であるが、以下の記載自体は本件事故前になされたものである。）の「サービスの内容」の内容は、概ね上記アと同様であるが、「排泄」欄には、次の記載がある（甲7，C証言〔31，32頁〕）。

「日中、夜間共、トイレ誘導を行う。特に日中は御本人の様子を見ながら促しを行い、御本人自ら行かれる時は見守りを行っている。日中、夜間共常時紙パンツ使用」

(4) 本件事故の状況について

ア 本件施設2階の状況は別紙のとおりであり、本件リビングの床面は平坦である（甲11，乙41ないし53，弁論の全趣旨）。

イ Cは、平成13年12月12日午後2時40分ころ、Bを2階の本件浴室で入浴させるため、Bの手を引いて階段を上った。Cは、その途中でBに対しトイレに行くかどうかを尋ねたが、Bは行くとは答えなかった。

Cは、湯温の確認等をするため、Bを本件リビングの椅子に座らせ、本件リビングの横に位置する本件浴室及び脱衣所で湯温の確認や目視によるチェック等をして戻ろうとしたが、Bは、その間にトイレに行こうとして歩き出し、トイレ前で転倒した。

（乙40，54，C証言〔6ないし9，21，32ないし34頁〕）

2(1) 原告らは、上記第二の四1(1)イ(ア)及び(イ)のとおり、被告の施設長や職

員がBの要介護度が3となった際に、責任をもって見るから本件施設に留まってほしいと積極的に申し出たとか、平成13年12月11日に原告ら家族の介護を拒否した旨主張し、甲36（原告X1の陳述書）及び原告X1本人尋問の結果にはこれに沿う部分がある

しかし、上記事実を裏付ける的確な証拠はない上、原告X1が平成14年4月ころに京都府国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会に対して提出した苦情申立書や、原告X1が同年7月3日に、被告及び被告と居宅介護支援事業者賠償責任保険を締結している東京海上火災保険株式会社に対して送付した内容証明郵便、さらに原告X1が平成14年ころに本件事故について作成した書面には、その旨の記載がないことからすると（乙24〔1ないし10、22ないし30頁〕）、上記証拠だけからは、原告らの上記主張事実を認めることはできない。

(2) 被告は、上記第二の四1(2)アのとおり、本件事故状況について、CがBに対し、本件リビングでトイレに行く必要があるかどうかを尋ねた旨主張し、乙40（Cの陳述書）及びC証言には、これに沿う部分がある。しかし、C証言は、本件事故から相当期間が経過したこともあって証言内容が曖昧であり、その信用性は乙54（Cが本件事故後に作成した事故報告書）に比して高いとはいえず、上記証拠だけから被告の上記主張事実を認めることはできない。

(3) 他に上記1の認定を左右するに足りる証拠はない。

3(1) 上記1(5)イで認定した事実からすると、Cが湯温の確認等のため、椅子に座っているBの下から離れて本件事故が発生するまでには、せいぜい十数秒ないし二、三十秒しかなかったと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

そして、上記1で認定した事実のうち、グループホームに法令上要求されている職員数の基準や本件施設の職員数、Bの障害老人の日常生活自立度がA1（介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活している）で、痴ほう性老人の日常生活自立度がⅢa（日中を中心として日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とするが、一時も目を離せない状態ではない）であったこと、Bは、平成13年6月ころには症状が安定し、同年10月12日にはBに対する介助量が増大しているとのE医師の診断もあったが、その後は特段の異常は生じていなかったこと、Bがいた本件リビングの床は平たんであったこと等からすると、十数秒ないし二、三十秒の間でも、椅子に座っているBから目を離してはならないという法的義務がCや被告にあったとは認め難い（仮にかかる法的義務を認めるとすれば、グループホームの運営に関して著しく加重な義務が課されていることとなり、グループホームが同様の状態にある高齢者の引受けを躊躇する事態も生じかねないといえる。）。

(2) 原告らは、本件事故当時のBの状況からすると、Cには、終始、Bを見守る注意義務があった旨主張し、E医師の証言及びDの証言には、これに沿うかのような部分がある。

しかし、E医師の京都市介護保険専用主治医意見書及びDの京都市介護保険専用調査票の記載内容は、いずれも、移動中や浴室内など、転倒の危険性が高い状態におけるBに対する見守りを求めるものにすぎない（仮に、Bは常に目を離すことができない状態であると判断

したのであれば、痴ほう性老人の日常生活自立度はIV又はMでなければならないはずである〔乙2〕。〕。

したがって、上記各証言が、Bは本件事故当時、浴室等の危険な場所でなくてもわずかな時間でも目を離すと危険な状態であったという趣旨であれば、それぞれが作成した京都市介護保険専用主治医意見書及び京都市介護保険専用調査票の記載内容に反して信用できない。

(3) 原告らは、CがBを入浴のため誘導したことを強調するが、Bが本件リビングの椅子に座っている間は、その危険性において日常生活中と何ら変わりがなく、本件浴室内や脱衣所における脱衣作業中に準ずる危険性はおよそ認められない。したがって、原告らの上記主張は、結局は、常時、Bから目を離してはならないという注意義務を主張していることに等しく、採用できない（Bに対する個人援助計画において「入浴中はほぼ全介助」とされていることは、上記の趣旨にすぎないことが明らかである。）。

(4) 原告らは、CがBにトイレに行く必要があるかどうかを尋ねたことにより、トイレを強調してBの意識を刺激した旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はないし、Bにトイレ誘導を行う必要性があること（上記1(4)イで認定した事実）を考慮すると、そのことによって被告の注意義務が高まるということもできない。

4 以上によれば、被告に、Bに対する安全配慮義務違反があったとは認められない。

二 したがって、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない。

第四 結論

よって、原告らの請求を棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法65条、61条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 阪口彰洋)

〈以下省略〉
